

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百十七号

令和二年十月十六日付け埼玉県告示第千五百五十三号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定によりその開催を中止する。

令和二年十一月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一	番号				
	和光	都市計画 区域名			
	和光市	市町村名			
	「都市再開発 の方針」	都市計画の 種類及び名称			
	令和二年十一 月二十日午後 二時から	期日及び時間			
	和光市中央公 民館二階会議 室一	場 所			